



人の立場に立って考えること それが「法」と「法学」の第一歩です

5月21日からスタートする裁判員制度。これからは、多くの人にとって別世界の話であった裁判や法律が、否応なしに、身近なものになっていきます。

そこで今回は、ゼミの授業で公開討論会を行うなど、学生が能動的に法を扱う授業を展開されている佐藤先生に、法学部での勉強や私たちと法との関わり方などを広くお伺いしました。



神戸学院大学 法学部教授 **佐藤 雅美**さん



刑法討論会決勝大会



討論会はA4用紙にぎっしり書かれた問題を読み込むことから始まる

法学部「産学連携」部

◎ 産学連携
◎ 産学連携実践1
◎ 産学連携実践2
◎ 産学連携実践3
◎ 産学連携実践4
◎ 産学連携実践5
◎ 産学連携実践6
◎ 産学連携実践7
◎ 産学連携実践8
◎ 産学連携実践9
◎ 産学連携実践10



個々の考え方が問われる
法学の世界

法学部を選択した学生さんは、どんな仕事を目指されるのでしょうか。

まず、もっともわかりやすいのが、弁護士や裁判官をはじめとする法律家です。しかしもちろん、法学部に入っただけからといって、全員が司法試験を受けるわけではありません。

法曹以外の専門職に就く人もいます。例えば、司法書士、行政書士、税理士、裁判所書記官、国税専門官などです。また、リーガルマインドを求める企業に入社して活躍する人もいます。法学部の大きな特徴は、将来の選択肢がとて広いという点にあります。

法学部では、六法科目を軸にしながら、自分のやりたいものを選択していくこととなります。「六法」を引くことひとつをとっても、慣れていなければなかなか難しい作業ですから、それに慣れるということも、大きな意味がありますね。法律とは、条文そのものを覚えることよりも、どう使うのかが大切なのです。なぜなら、同じ条文で

あっても、時代や取り巻く状況、立場が変われば、解釈が異なってくるからです。法とはどんなものであるのか、その使い方をしっかり身につけると、それが法学部で学ぶ内容です。

ただ、将来の選択肢が広いという環境は、良いことのようにとても難しいことでもあります。実際問題として、自分で自分のことを決めるといことが、苦手な学生が少なくありません。自主性や主体性に乏しい人が増えているとも言えるでしょうね。

先生のご専門である刑法について
教えてください。

刑法というのは、個人同士だけでなく、国家や社会と個人との関係で、もつとも影響する法だと言っていていいと思います。

刑法では、一人ひとりの考え方が反映され、学説の対立が鮮明に出てきます。なぜなら、刑法は、その適用や解釈によっては、国がその人の人生や生命を奪うことになるからです。だから慎重にならざるを得ない。民法や商法による問題の解決ならば、もつと技術

的な問題にもなりますが、そういうわけにいきません。根本にある考え方がしっかりしていないと、技術だけでは対処できないのです。

死刑制度について考えてみましょう。死刑制度は果たして是非か。これは、正解のない問題です。

そんな問題に対して、どんな説得をするのか。目の前の事件をどう解決するのか。条文があり、判例があり、学説があります。どれをベースにしても、絶対という正解はありません。どう説得力を持たせるかが鍵となってきます。

そして、その自分の考え方を他人に理解させようとすれば、他人の考え方も理解しなくてはいけません。それではなければ説得できないからです。弁論が下手だと、裁判で負けることがあります。扱う問題が人の命にかかわるケースであっても、それは同じ。だから、法律の分野は怖いのです。

そんな怖さをはらむにもかかわらず、法学は、正解がないのです。それが難しいところでもあり、面白いところでもあります。やはり最初は戸惑う学生が多いですね。

学びたいことから選ぶ大学
学部・研究室レポート
大学の学部・研究室の「今」を紹介します。



他学部・学外からも傍聴できる
刑法ゼミ討論会

先生のゼミでは、毎年大がかりな
討論会をされていますね。

討論会は、今年でちょうど10回目になります。もともとは、「法律研究会」というサークルに入っていた学生の発案がきっかけで始まりました。

討論会をスタートした目的は、学生が、「法律の知識を活かして問題解決ができるようになる」、「問題解決のための材料集めができるようになる」とでした。さらに、どれだけたくさん、自分とは立場の違う人に説明し、説得することができるかにチャレンジする、というものでもありました。

討論会は、チーム戦。毎年12月の決勝大会では、2、3年生は、予選会を勝ち抜いたそれぞれ2チーム、4年生は選抜チームが2チーム、合計6チームがひとつの事例の解決について、立論と討論で争います。仲良しグループで集まらないように、メンバーは抽選。決勝大会では学年のハンデは一切考慮されません。やはり上級生のチー

ムは強いですが、まれに、2年生のチームが勝ち上がったこともあるかもしれません。過去2回、2年生のチームが優勝するという番狂わせも起こりました。審査員はOB、OGです。法曹関係や法律関連の専門職に就いている人と、専門職でない人両方に来てもらい、ジャッジしてもらいます。

討論会とは別に、3年生の時には、法廷教室でのロールプレイングも行います。こういった授業をするのも、法律が生き物だからです。紙の上の勉強だけでは役に立ちません。大学で学んだことは、社会で生きていくうえで応用してほしいと思います。

裁判員制度が始まりますが、それを想定している部分はありますか。

具体的に想定している何かがあるわけではありませんが、裁判や法を多くの人に理解してもらえるように、この討論会が機能すれば、理想的ですね。

学生には、自分が学んだことを周りの人にしっかりと伝えてほしいですね。人に話すことで自分自身のトレーニングにもなりますから。

テレビのニュースで、ある事件が取り上げられたとします。その時に、「これは多分、このくらいの刑になると思う。理由はね、こういう条文があって、以前こういう判例があって……」というように、家族に説明してほしい。そして、すぐに引ける場所に「六法」を置いて、裁判や法を、身近なものにしてもらいたいと思います。

イギリスのことわざに、「良き法律家は悪しき隣人」というものがあります。要するに、法律家というものは、何を考えているのかわからないし、近寄りたくない、ということなんです。

でもこれからは、「良き隣人」でもなければなりません。私はそう考えています。学生たちにはその役目を担ってほしいと思うのです。



模擬裁判



MASAMI SATO



・・・先生からのMessage・・・

自ら考えることで、他を受け入れ、真の生きる力が育まれます。

相手の立場に立ちながら
きちんと主張できる子どもに

討論会などの場で活躍できるのは
どんな学生でしょうか。

読む、書く、話すという力が、三拍子バランスよく身につけている学生です。読む、というのは、情報収集力も含みます。書く、というのは、レジュメや答案を、目的やスペース、時間の制約の中でまとめられるという技術。話すとは、人の話を聞いて理解しながら、最終的に人を納得させる話し方ができるといことです。

そしてもうひとつ、「自分以外の人の立場を考えられる」というのも大きなポイントとなります。

これはどういいうことが、ひとつ例をあげて説明します。

どう考えても有罪だろう、極刑だろう、と大半の人が思うような犯罪にでも、必ず弁護士が付き、あらゆる手段で弁護をするのをご存知でしょうか。「手続的正義を尽くす」といいます。裁判が正当であるために必要なので、万が一の冤罪を、現在も将来も引

き起こさないために。

視点を変えて、自分にとって不利な証拠も集めて、そのうえで答えを出す。それが、人の立場に立つということでもあり、自分と違う立場に立つということでもあります。それができて初めて、客観的に人を納得させることができ、また、歴史のジャッジにも耐えられる説得と説明ができるのです。

そこで、お母さんをお願いしたいことがあります。

ニュース番組を観ているときに、「これはなんでだと思う？」とお子さまに問いかけてみてください。何か事件が起こっていたら「どうしてだと思おう？」と問いかけてみてください。決してお母さんの結論を押しつけずに受け入れて終わりの情報を与えるのではなく、発問してみてください。

それは、お子さまには、主体的に考え、自主的に自分の方向性を作れる人になってほしいからです。自ら考えることがその人の生き方をつくり、自信につながると思いますし、そのなかで、いろいろなことを受け入れる謙虚さも養えるでしょう。

子どもたちには、我々が行うような

討論会はもちろん、社会の中でも、自分とは異なる人の立場に立つて物を考え、発言し、主体的に動くことができます。人になってほしいと思っています。

プロフィール

1979年、大阪大学法学部法学科卒業。1988年、大阪大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。法学修士。1985から88年の間、摂南大学、甲南大学にて非常勤講師として勤務。1993から3年間、英国リーズ大学



刑事司法研究センターにて客員研究員に従事。1998年より神戸学院大学法学部講師となり、現在は同学部教授として教鞭を振るう。専門は刑法。著書『現代法学を学ぶ人のために』（共著・中川淳編、世界思想社）、『演習刑法各論』（共著、晃洋書房）ほか。

